

2016年度人事院勧告

月例給0.17%、一時金0.1ヶ月改善 現給補償額にも届かない定額勧告



NO. 279
2016. 8. 10

発行
国土交通省管理職ユニオン
所在地
東京都千代田区霞ヶ関2-1-2 中央合同庁舎2号館
TEL 03-3509-1138
Eメール
k-union@alpha.ocn.ne.jp
ホームページ
http://www.k-union.network/

2016
人事院
勧告

政府の意向に沿って

配偶者扶養手当引き下げ強行

人事院は、8月8日政府と国会に対して、国家公務員の給与と勤務時間に関する勧告を行いました。

今年度の勧告は、俸給表の水準で708円、一時金0.1ヶ月増というものでした。

また、今年度も若年層の改善に重きを置き、初任給などは改善されていますが、世代間の給与配分の見直しの観点から高齢層に対しては、4000円の改善であり、現給補償額にも届かないため実際の支給額は変わらないものとなっています。

この現給補償の経過措置期間は平成30年3月末までとされているので賃下げとなる可能性は大きくなっています。また、配偶者への扶養手当は、私たちの反対を押し切り、29年度から引き下げられるよう勧告されています。手当の減額理由について、表のように民間給与と実

態調査の調査結果では、手当支給が一般的であるにも関わらず、「民間企業においても、配偶者に手当を支給する事業所の割合が減少傾向にあり、公務においても配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にある。また、配偶者に係る手当について見直し予定があるとする事業所が9.1%あるほか、「傾向」として「動向」から手当を減額す

るとして、民間準拠の基本を無視し、政府からの要請に合わせるだけとなっています。再任用については、短時間勤務者が約83%おり28年度再任用者の約68%が短時間勤務であった、その内の約27%は定員事情等により希望に反して短時間勤務になっているとしています。昨年の勧告では「定員管理があるため困難な面があ

新規採用を確保しながら
フルタイム中心の再任用勤務
実現の働きかけに言及

<本年の給与勧告のポイント>

- ＝月例給、ボーナスともに引上げ＝
- ① 民間給与との較差(0.17%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
 - ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- ＝給与制度の改正＝
- ① 給与制度の総合的見直しについて、本府省業務調整手当の手当額を引上げ
 - ② 配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ
 - ③ 専門スタッフ職俸給表に4級を新設



るとして、「フルタイム中心の勤務の実現に向けた一層の工夫が求められる」として「各府省において新採用者に一定確保しながら、フルタイム中心の再任用勤務ができるよう、定員の調整を行うための経過的な取り扱いについて関係機関に働きかけを行うなど」としていきます。国交管ユニオンは引き続き、定年延長まではフルタイム再任用と賃金の引き上げを追求していきます。

扶養手当 民間給与実態調査

	家族手当制度がある		配偶者に家族手当を支給する		配偶者に家族手当を支給しない		家族手当制度がない
			配偶者の収入による制限がある	配偶者の収入による制限がない			
平成28年度調査	76.8	87.0	85.4	14.6	13.0	23.2	
平成27年度調査	76.5	90.3	84.9	15.1	9.7	23.5	

昨年に続き 6 級発令のポスト格差が固定化

誰でも55歳までに6級昇格を

2-8 平成28年度昇格発令状況(四月期発令)

平成28年度 昇格発令結果

2016.6現在

役職	6 級 昇 格					不明	その他	計	5級昇格		
	定 年 退 職								計	役 職	発 令 数
	24ヶ月前	18ヶ月前	15ヶ月前	12ヶ月前	小計						
事務所課長				12	12		1	13	事務所課長	127	
出張所長				36	36			36	出張所長	41	
建設専門官(保安官)				2	2		3	5	事務所建設専門官	44	
事務所官ポスト	16			3	19		24	43	局・建設専門官	35	
副所長					0			0	課長補佐	59	
局・建設専門官					0		22	22	その他		
局・課長補佐					0			0	計	306	
計	16	0	0	53	69	0	50	119			

これに前所ケ前、定務に・さてのほがの官・てい、は、事、ま、す、級、異、務、所、官、ポ、ス、ト、ハ、6、級、1、出、張、所、長、1、2、ヶ、月、前、に、固、定、化、さ、れ、て、い、ま、す。

2016 (H28) 年度4月期の昇格が、6月8日までに全地整で発令されました。6級発令数は119名(昨年132名)、5級発令数は306名(昨年283名)でした。今号では、その発令の特徴を明らかにします。

(6 級 昇 格)

・2016年度末に定年退職する管理職員等292名のうち276名が6級以上の級で定年退職を迎えることになりました。ポスト歴で残されていた事務所課長と出張所長の全員が6級発令されています。

・5名の局補佐、専門官が6級未発令ですが、その全員が官庁営繕部の補佐、専門官となっています。営繕事務所への異動など人事上の工夫により6級発令は可能と思われます。

2016 (H28) 年度4月期の昇格が、6月8日までに全地整で発令されました。6級発令数は119名(昨年132名)、5級発令数は306名(昨年283名)でした。今号では、その発令の特徴を明らかにします。

平成28年度定年退職者の昇格発令状況

役職	既6級	定年退職前6級昇格発令時期					未発令	計
		24ヶ月	21ヶ月	18ヶ月	15ヶ月	12ヶ月		
事務所課長	2	1		54		12	1	70
出張所長	2					36		38
事務所建設専門官	1					2	8	11
事務所官ポスト	7	34	1	4		3		49
副所長	37	1						38
事務所長・管理所長	11							11
局・補佐、専門官	1						5	6
局・課長	9							9
局・官ポスト	54							54
地理	4						2	6
計	128	36	1	58	0	53	16	292

(5 級 昇 格)

・本局補佐、建設専門官は、S43年生以前(昨年度はS42年生以前)、事務所課長は概ねS42年生以前(昨年度はS41年生以前)、出張所長はS40年生以前(昨年度もS40年生以前)、事務所建設専門官は、概ねS38年生以前からの発令となつてい

固定化されている問題があります。年度当初にある6級定数をあえて年度途中に使いポスト毎に格差を持ち込む必要などここにもありません。

<6級昇格> 官ポスト定年退職2年前、課長18ヶ月前、出張所長12ヶ月前に固定化

平成29年度定年退職者の昇格発令状況

役職	既6級	定年退職前6級昇格発令時期					未発令	計
		24ヶ月	18ヶ月	15ヶ月	12ヶ月	6ヶ月		
事務所課長	1						40	41
出張所長							21	21
事務所建設専門官							11	11
事務所官ポスト	3	15					14	32
副所長	29							29
事務所長・管理所長	24							24
局・補佐、専門官							2	2
局・課長	13							13
局・官ポスト	59							59
地理	9	4					7	20
計	138	19	0	0	0	0	95	252



・事務所課長では、管理職経験2年でも56歳にならない実態があります(九州)。また、管理職になる以前のポスト歴(専門職、監督官別)により格差もついています。

5級定数は改善されてきていますが、28年度ではその増加は鈍化し、改善の重点がスタッフポストへ移っています。管理職になれば、5級昇格させることを目指す必要があります。6級昇格では、28年度の級別定数(約140名)を余さず使えば、29年度に定年退職する事務所課長の全員が、今年度内の6級昇格が可能となります(ユニオン調査による)。また、年度内のポストごとの格差発令を止めさせていくよう追求していくことが必要で